

# 津野町こども計画・第3期津野町子ども・子育て支援事業計画(案)に 係るパブリックコメント(意見公募)の実施について

津野町では、子ども・子育て支援法に基づき第2期津野町子ども・子育て支援事業計画を策定し、事業を実施しております。今回、次期計画となる「第3期津野町子ども・子育て支援事業計画」の策定及び、子ども基本法により策定が義務付けられた「こども計画」の策定を進めています。本計画は「未来に向かってかがやくこども・若者をみんなで育て合うまち」を基本理念とした計画です。

町民の皆様のご意見を参考するためにパブリックコメントを実施します。計画に対するご質問やご意見をお聞かせください。

## ■公表する(素案)について

本計画素案は、第1章から第6章で構成されております。以下に、各章の内容について概説します。詳細については冊子「計画素案」をご確認いただきご意見をお寄せください。

### 第1章 計画の策定にあたって

#### ・こども・若者の定義

- こども…おおむね18歳未満の人
- 若者…おおむね18歳～40歳までの人

#### ・計画の位置づけ

こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。また、本計画はこども施策の基本方針を定めた「こども大綱」を踏まえています。

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含するものです。

#### ・計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

#### ・SDGs

持続可能な開発目標「SDGs(エスディージーズ)」を通じて、「未来に向かってかがやくこども・若者をみんなで育て合うまち」という基本理念の下、子ども・子育て支援に関する施策の推進に取り組みます。

## 第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題

### ・人口の動向

○こどもの数 令和6年 365人(令和2年 425人)

○出生数 令和6年 21人(令和2年 24人)

○合計特殊出生率 令和2年 1.57(全国平均 1.33、高知県平均 1.44)

### ・25~44歳女性の就業率 令和2年 86.7%(全国 66.7%、高知県 72.9%)

### ・子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査(ニーズ調査)

本調査は、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、本町で確保するべき教育・保育・子育て支援に関する「量の見込み」を算出する資料となります。

### ・子どもの生活状況調査

子育ての実情やお子さんの生活状況を把握することを目的としており、こども計画の取組を検討する資料となります。

### ・こども・若者・子育て世代を対象にワークショップなどを開催し意見をお聞きし、課題を整理しています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### ・基本理念

「未来に向かってかがやくこども・若者をみんなで育て合うまち」

### ・基本目標

1 こどもの健やかな育ちと充実した子育てを支援します

2 こども・若者の成長をライフステージに応じて支援します

3 安心して生活できるようこどもと家庭を支援します

## 第4章 施策の展開

### ・基本目標ごとに施策を掲げ、現状と課題、施策の方向性、主な事業についてまとめています。

### ・主な施策は以下のとおりです。

○「基本目標1 こどもの健やかな育ちと充実した子育てを支援します」では、子育てに関する相談体制の充実、地域における子育て支援など子育て支援に関わる施策を推進します。

○「基本目標2 こども・若者の成長をライフステージに応じて支援します」では、こども・若者の居場所づくり、出会い、結婚支援など少子化対策に関わる施策を推進します。

○「基本目標3 安心して生活できるようこどもと家庭を支援します」では、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減と自立支援、児童虐待、ヤングケアラーなど子育て課題への対策として経済的な支援等を推進します。

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援事業計画」は、こどもや家庭支援に関する計画や方針を定めたもので、こどもや育児中の家庭に対する支援を強化することなどを目的としています。

### ○教育保育の提供区域の設定

幼保連携型認定こども園が 2 園(にじいろ園、さくらんぼ園)あり、幼児期の教育・保育を一体的に実施しています。認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟にこどもを受け入れられる施設です。

### ○津野町では、以下の地域子ども・子育て支援事業を進めています。

#### ・利用者支援事業

子育て世代包括支援センターを運営し、こども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行っています。

#### ・地域子育て支援拠点事業

にじいろ園内に津野町地域子育て支援センター「つのっこルーム」を開設し、子育てに関する相談場所の提供や、ベビーマッサージ教室等を実施しています。

#### ・妊婦健康診査

母子健康手帳交付時や妊婦訪問等で母体健康管理の重要性を啓発、妊婦健康診査を行っています。

#### ・乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、新生児訪問指導・乳児訪問指導と併せて実施しています。

#### ・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援を行っています。

#### ・子育て短期支援事業

やむを得ず家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う事業で、町内に事業所がないため、県内の事業所に委託して実施しています。

#### ・一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、認定こども園で保育を実施しています。

#### ・子育て世帯訪問支援事業

令和6年4月に児童福祉法等の一部改正法施行により新設された事業で、訪問支援員が子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを把握し、支援につなげていきます。

#### ・産後ケア事業

令和6年6月の子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業で、出産後1年未満の産婦及び乳児を対象に助産師などの専門職が住民宅を訪問してのケアを行う訪問型・訪問延長型と、助産院等の専門施設で宿泊してケアを行う宿泊型を行います。

## 第6章 計画の推進

### ○計画の進捗管理・評価

津野町子ども・子育て会議で、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況についてPDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）に基づき点検、評価します。

### ○こども・若者からの意見聴取

本町では、こども・若者や子育て当事者からの意見を聴取し、施策への反映やフィードバック等を行っていきます。